

財政局総合計画策定推進本部設置要綱

平成 26 年 5 月 1 日

26 川財庶第 94 号

(目的及び設置)

第 1 条 川崎市総合計画策定推進本部設置規程第 2 条に掲げる事項で、財政局に係る調整、企画及び立案等を行うため、財政局総合計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は川崎市総合計画策定推進本部設置規程第 2 条の財政局に係るものとする。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員及び関係課長をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第 1 条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 推進本部には必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第 7 条 推進本部及び部会の庶務は、財政部庶務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

別表

本部長	財政局長
副本部長	財政部長
本部員	資産管理部長
	税務部長
関係課長	財政部庶務課長
	財政部財政課長
	財政部資金課長
	債権対策推進室担当課長
	資産管理部資産運用課長
	税務部税制課長